

村木英幸市長に対する不信任決議

令和4年6月16日、あきる野市議会は村木英幸市長に対する不信任決議を21名中20名という圧倒的多数の賛成により可決したが、村木英幸市長は自ら職を辞することなく、6月23日に議会を解散した。不信任を受けての議会解散は、言うまでもなく、市議会議員選挙を通して市長の信任を市民に問うものである。改選後に結果を覆せる勝算が全くないにもかかわらず市議会を解散し、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、多額の税金を支出する市議会議員選挙に至らしめた村木英幸市長の責任は非常に重いと云わざるを得ない。

この間、村木英幸市長は、先の不信任決議について明らかな論点のすり替えをおこなっている。あたかも介護老人福祉施設の新設をめぐる市長と議会が対立し、市長の政策を議会が妨害しているかのような主張を繰り返しているが、不信任の理由は、村木英幸市長の民主主義のルールを無視した強引な進め方に対するものであり、政策以前の問題である。このことは、御堂中学校西側市有地の活用や介護老人福祉施設の新設について前向きな考えを持つ議員さえ、不信任決議に賛成したことからも明らかである。村木英幸市長のあまりにも強引な市政運営は、介護老人福祉施設をめぐる問題だけでなく、地域公共交通の実証実験や瀬戸岡霞野地区の開発計画等においても繰り返されてきた。

また、先の不信任決議では、昨年7月に制定した「あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例」を村木英幸市長が無視して介護老人福祉施設の誘致を図ろうとした問題を指摘したが、村木英幸市長は本条例が市長の執行権を侵害し、地方自治法に抵触している可能性があると主張している。しかし、法令上問題となる具体的な根拠を示さず、条例を廃止するための何らかの手続きを取ろうという姿勢も見られない。本条例を一旦は認め、自ら公布した責任に対する自覚もない。

議会からの様々な指摘にも誤りを正すことなく、市政を混乱させ、市民に不要な負担を強いる姿勢は、市長として不適格と云わざるを得ない。

よって、あきる野市議会は、ここに改めて村木英幸市長に対する不信任を決議する。

令和4年7月28日

東京都あきる野市議会